

# 令和元年度事業報告

## 1 公益目的事業

### (公1) 食品衛生思想の普及啓発に関する事業

#### 【事業の趣旨】

食品営業関係者及び県民に対し、食中毒の防止等食品衛生に関する知識の普及啓発を推進したことにより、食中毒等の食品事故の防止を図り、公衆衛生の向上に寄与した。

#### 【事業の構成】

本事業は、次の四つの事業により構成される。

公1-ア 食品衛生知識の普及啓発

公1-イ 食品衛生に関する講演会【消費者を対象】

公1-ウ 食品衛生施設の見学

公1-エ 手洗い実演講座【園児や小学生及びその保護者を対象】

#### 【事業をまとめた理由】

公1-アから公1-エまでの事業は、いずれも食品衛生思想の普及啓発を推進したための事業であることから、一つの事業としてまとめている。

#### 【個別の事業内容】

食中毒が発生しやすい夏季（8月）を中心に、食品衛生及び食中毒予防に関する普及啓発活動として以下の事業を実施した。

### ○公1-ア 食品衛生知識の普及啓発

(趣旨)	食品衛生、食中毒防止の意識を向上させ、公衆衛生の向上を図る。
(内容)	食中毒が多発しやすい夏場における食中毒を防止した観点から、毎年8月を「食品衛生月間」と定め、当協会各支部において多彩な取組を行う。 なお、当事業の実施に当たっては、食品衛生月間中における各種啓発チラシ等の配布や消費者からの相談等に対するアドバイスなど、食品衛生指導員が全面的に関与した。 また、「食品衛生月間」に取り組む事業について、当協会のホームページに掲載し、食品等事業者及び消費者に対し、食品衛生思想の普及・啓発、食品の安全性に関する情報提供を行う。

#### 【佐賀中部支部】

- ・7月27日小城祇園祭にて食中毒予防うちわ配布。
- ・7月31日ゆめタウン佐賀2階研修室にて、ゆめタウン佐賀の飲食関係のテナント従業員に対して、食品衛生講習会（テーマ：食品衛生と正しい手洗いについて）の開催（参加人数20人）。  
※講師：佐賀中部保健福祉事務所職員・食品衛生指導員
- ・8月24日佐賀中部保健福祉事務所と共催し、ゆめタウン佐賀1階セントラルコートにて「第4回食中毒予防強化期間夏の食中毒予防フェア」を開催。  
※ホームページ（佐賀県庁及びゆめタウン佐賀）に開催案内を掲載。  
※実施内容：①食品衛生監視員体験（兵庫小学校の児童7名参加）：ゆめタウン佐賀の食品館内を監視、監視体験後意見交換会を実施。

②手洗い体験及び食品衛生に関するクイズラリー体験：体験者には、食中毒予防のうちわ、「食中毒予防！みんなで守ろう 3 原則」下敷き、啓発グッズ「おもしろ消しゴム」を配布。

③佐賀中部保健福祉事務所職員による食品衛生〇×クイズの開催。

④食品衛生に関する紙芝居の読み聞かせ。

⑤サガテレビのゆるキャラ（ミランバくん）の出演。

⑥来場者に啓発用の風船を配布。

- ・食品衛生月間において、更新立入時、指導員より施設へ食品衛生月間ポスターを配布、また特別会員へ郵送した。
- ・ノロウイルス食中毒予防強化期間に、窓口にて営業許可申請者等及び手洗い教室実施施設へポスターを配布、また特別会員へ郵送した。
- ・手洗い教室実施の受講者へ「食中毒予防！みんなで守ろう 3 原則」下敷きを配布。

#### 【鳥栖支部】

- ・7月20日基山町「きのくにまつり」において、仮設店舗の巡回指導を実施。
- ・7月28日鳥栖市「まつり鳥栖」において、消費者に啓発用うちわ・リーフレット配布。仮設店舗の巡回指導を実施。
- ・8月「食品衛生月間」に指導員が衛生月間ポスター500枚を配布  
8月7日鳥栖市フレスポ鳥栖店・みやき町アスタラビスタ三根店、8月20日基山町サンエー、マックスバリュ基山店において、消費者に啓発用うちわ・衛生月間下敷き配布。  
鳥栖市フレスポ鳥栖内施設 25 店舗の巡回指導。（ルミテスターによる測定の実施）食中毒予防の三原則チラシ・ペーパータオル・衛生月間ポスターの配布。
- ・10月12日みやき町茂安公時代まつりにおいて、食中毒を防ごう！！リーフレット・普及啓発用下敷き・ノロウイルスリーフレット・その他チラシ配布。
- ・10月19日鳥栖市「米米コンテスト」において、参加者にペーパータオル・ハンドソープ・衛生月間下敷きを配布して、衛生的な手洗いを指導。
- ・11月10日みやき町「みやき町町民祭」において、食中毒を防ごう！！リーフレット・普及啓発用下敷き・ノロウイルスリーフレット・その他チラシ配布。  
仮設店舗に食中毒予防の三原則チラシ・ペーパータオルを配布。
- ・12月8日基山町「ふれあいフェスタ」において、消費者に食中毒を防ごう！！リーフレット・普及啓発用下敷き・ノロウイルスリーフレット配布。仮設店舗に食中毒予防の三原則チラシ・ペーパータオルを配布。
- ・ノロウイルス食中毒予防強化期間ポスターの掲示及び配布。  
手洗い教室受講者へ食中毒を防ごう！！リーフレット・衛生月間下敷きを配布。

#### 【唐津支部】

- ・食品衛生月間に指導員が食品衛生月間ポスター1,650枚を「店舗（会員）」に対し配布。
- ・ノロウイルス食中毒予防強化月間において、事務所及び唐津保健福祉事務所内に「ノロウイルス食中毒強化期間」のポスターを掲示。
- ・手洗い教室実施小学校の受講児童へ「きほんの食中毒&手洗い」リーフレットを365枚配布。
- ・ノロウイルス食中毒予防強化期間ポスターを100枚配布。

### 【伊万里支部】

- ・ 多久臨床検査センターへ依頼しての検便実施（会員対象 従業員含）224 件 894 人
- ・ 4 月有田陶器市と 10 月伊万里トンテントン会場で、食中毒を防ごう！！リーフレット&ノロウイルス食中毒予防チラシ入りのティッシュ配布（消費者及び仮設店舗営業者を対象）
- ・ 食品衛生月間ポスター、塩タブレット配布 800 枚(会員)
- ・ 伊万里、有田、旧西有田地区のスーパー等で食中毒予防三原則のうちわ、配布（消費者対象）
  - ①有田地区：スーパー店頭のうちわ、リーフレット&ティッシュ配布  
日時：8 月 9 日 14：00～(スーパーウエスト有田店)うちわ 100 枚配布
  - ②旧西有田地区：スーパー店頭のうちわ、リーフレット&ティッシュ配布  
日時：8 月 7 日 14：00～（Aコープブリス店）うちわ 100 枚配布
- ・ のぼりの活用、リーフレット設置、ポスター掲示  
食品衛生月間とノロ食中毒予防月間期間内に伊万里保健福祉事務所衛生対策課と協力し、伊万里総合庁舎 2 階に食品衛生月間ブースを設けた。（パネルやのぼりを使用。啓発品として下敷き、ティッシュ、リーフレット、うちわを設置した）
- ・ ノロウイルス食中毒予防期間のポスターを伊万里保健福祉事務所内に掲示、11 月営業許可更新施設や手洗い教室実施保育園・幼稚園、10/30 養成講習会受講者、食品衛生指導員店舗などに配布。(100 枚)
- ・ 手洗い教室受講者へ食品衛生下敷きを配布。

### 【杵藤支部】

- ・ 食品衛生月間において、杵藤保健福祉事務所衛生対策課及び食協事務所に「食品衛生月間」のポスターを掲示。
- ・ 食品衛生月間に向けて 7 月中旬から 8 月上旬に「食品衛生月間」のポスターを会員施設に指導員が配布。(1,800 枚)
- ・ ノロウイルス食中毒予防強化期間において、杵藤保健福祉事務所衛生対策課及び館内掲示板・食協事務所に「ノロウイルス食中毒強化期間」のポスターを掲示。
- ・ ノロウイルス食中毒予防強化期間において、「ノロウイルス食中毒予防強化期間」のポスター及びリーフレットを会員施設及び手洗い教室を実施した保育園に配布（各 100 枚）
- ・ ノロウイルス食中毒予防強化期間において、手洗い教室を受講した園児に食品衛生下敷きを配布。(220 枚)
- ・ ノロウイルス食中毒予防強化期間において、令和元年 11 月 19 日鹿島市の(社福)報土会保育所めぐみ園にて開催した手洗い教室の様子を NHK、佐賀新聞社、鹿島ケーブルテレビに取材依頼を行い、NHK は同日番組内で放送、佐賀新聞社は 11 月 24 日掲載、鹿島ケーブルテレビは鹿島市内で一定期間放送し、食中毒予防を呼びかけた。
- ・ 令和 2 年 3 月 3 日、コロナ感染予防の普及啓発の観点から、鹿島ケーブルテレビより手洗い講習会の依頼があり、峰松鮮魚店にて食品事業者を対象とした手洗い講習会を実施した。  
(出席者 10 人)  
その取材内容を鹿島市内において一定期間放映、佐賀新聞社においては令和 2 年 3 月 6 日の佐賀新聞に掲載し、手洗いの重要性を呼びかけた。

区 分	内 容
1 事業の対象者	佐賀県民
2 事業の財源	受取地方公共団体補助金、受取入会金、受取会費のほか収益事業からの繰入金を財源とした。
3 補助金の交付元	佐賀県（生活衛生課）
4 補助金の名称	佐賀県食品衛生協会補助金
5 補助金の目的	食品衛生等思想啓発事業に対する補助

※食品衛生指導員とは

食品衛生指導員とは	日本食品衛生協会が厚生労働省と協議のうえ定めたカリキュラムに基づき、日本食品衛生協会会長が承認した、食品衛生指導員養成教育の課程を修了した者のうちで、所属自治体の保健衛生主管部局長と協議の上、適格者と認められた者に当該県食品衛生協会会長が食品衛生指導員として委嘱した。
食品衛生指導員の業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象営業施設の巡回指導</li> <li>・食品衛生思想及び技術の普及</li> <li>・保健所との連携、協力</li> <li>・食品衛生責任者との連携</li> <li>・消費者に対し、正しい食品衛生知識の啓発など</li> </ul>

- ・令和元年 8 月 28 日の前線に伴う大雨災害に係る（公社）日本食品衛生協会による支援があった。

区 分	内 容
1 衛生用品一覧	次亜塩素酸ナトリウム溶液、手洗い石鹸、エンボス手袋、不織布、ペーパータオル
2 送付先支所	杵藤支所（武雄市、大町町）、佐賀中部支所（佐賀市、多久市、小城市）
3 衛生用品協力企業	花王プロフェッショナル・サービス（株）、サラヤ（株） / 東京サラヤ（株）、東京パック（株）

○公 1ーイ 食品衛生に関する講演会【消費者を対象】

(趣旨)	食品衛生知識の普及啓発を推進し、公衆衛生の向上を図る。
(内容)	<p>当該事業は、佐賀県食品衛生協会の支部と保健福祉事務所が地域婦人連絡協議会と連携し、地域婦人連絡協議会会員ほか消費者を対象に実施した。事業実施に当たっては、地域婦人連絡協議会は会員への参加呼びかけを担当し、当協会及び保健福祉事務所は講演会の企画・実施を担当した。</p> <p>当該事業を通して、地域婦人連絡協議会会員ほか消費者に対して食品衛生に関する知識及び食品衛生協会の活動を理解してもらうことにより、食品衛生の普及</p>

	啓発を図る。 また、「食品衛生月間」や「ノロウイルス食中毒予防強化期間」の取組の一つとして、当該事業について当協会のホームページに掲載し周知した。
--	--

【佐賀中部支部】

令和元年度は佐賀中部支部での開催なし。

【鳥栖支部】

令和元年度は鳥栖支部での開催なし。

【唐津支部】

区 分	内 容
1 開催日時	令和元年8月5日 10:00~10:50
2 参加者数	40名
3 講演テーマ	ノロウイルスと食中毒について
4 講師	唐津保健福祉事務所職員
5 受講料	無料

【伊万里支部】

令和元年度は伊万里支部での開催なし。

【杵藤支部】

令和元年度は杵藤支部での開催なし。

区 分	内 容
1 事業の対象者	佐賀県民
2 事業の財源	受取地方公共団体補助金、受取入会金、受取会費のほか収益事業からの繰入金を財源とした。
3 補助金の交付元	佐賀県（生活衛生課）
4 補助金の名称	佐賀県食品衛生協会補助金
5 補助金の目的	食品衛生等思想啓発事業に対する補助

○公1ーウ 食品衛生施設の見学

(趣旨)	優良な食品衛生施設を実際に見学したことにより、食品衛生知識・食中毒防止の意識を向上させ、公衆衛生の向上を図る。
(内容)	当該事業は、佐賀県食品衛生協会の支部と保健福祉事務所が地域婦人連絡協議会と連携し、地域婦人連絡協議会会員ほか消費者を対象に実施した。事業実施に当たっては、地域婦人連絡協議会は会員への参加呼びかけを担当し、当協会及び保健福祉事務所は施設選定などの企画・実施を担当した。 当該事業を通して、地域婦人連絡協議会会員ほか消費者に対して食品衛生に関する知識及び食中毒防止意識の向上を図ることにより、食品衛生の普及啓発を図る。

	また、「食品衛生月間」や「ノロウイルス食中毒予防強化期間事業」の取組の一つとして、当該事業について当協会のホームページに掲載し周知した。
--	--

**【佐賀中部支部】**

令和元年度は佐賀中部支部での開催なし。

**【鳥栖支部】**

令和元年度は鳥栖支部での開催なし。

**【唐津支部】**

区 分	内 容
1 開催日時	令和元年 8 月 5 日 14 : 00 ~ 15 : 30
2 参加者数	43 名
3 見学施設	大塚製薬(株)佐賀工場
4 行程	施設内を見学し、衛生管理・品質管理の状況を学んだ。
5 受講料	無料

**【伊万里支部】**

令和元年度は伊万里支部での開催なし。

**【杵藤支部】**

令和元年度は杵藤支部での開催なし。

区 分	内 容
1 事業の対象者	佐賀県民
2 事業の財源	受取地方公共団体補助金、受取入会金、受取会費のほか収益事業からの繰入金を財源とした。
3 補助金の交付元	佐賀県（生活衛生課）
4 補助金の名称	佐賀県食品衛生協会補助金
5 補助金の目的	食品衛生等思想啓発事業に対する補助

**○公 1-エ 手洗い実演講座【園児や小学生及びその保護者を対象】**

(趣旨)	食品衛生、食中毒防止の意識を向上させ、公衆衛生の向上を図る。
(内容)	幼稚園、保育園、小学校において園児、児童並びにその保護者等に対し、効果的な手洗いを食品衛生指導員が実演し、また実際に受講者に体験させることにより、衛生管理の重要性や食中毒の予防の意識を高める。内容的には、手洗いチェッカーを使用して手洗いの重要性を指導したとともに、ルミテスターによる洗浄度測定を実施した。 当初は県内の一部地区のみを対象として実施していたが、現在は、県内全域の幼稚園、保育園及び小学校等を対象として実施している。

<p>当該事業の実施計画を、当協会のホームページに掲載し、衛生管理の重要性や食中毒の予防の意識を高めることについて周知した。</p> <p>なお、当該事業は「ノロウイルス予防強化期間（11月～1月）」を中心に実施した。</p> <p>※注釈 ルミテスターとは、</p> <p>手指や食品加工設備機器に付着した汚染物質（ATP量）を高感度で測定した清浄度測定器。</p>
--

【佐賀中部支部】

No.	日時	場所	参加者（名）
1	6月17日	みなみ保育園	54
2	6月19日	小鹿幼稚園	65
3	8月24日	ゆめタウン佐賀	262
4	10月7日	博愛の里こども園	90
5	10月27日	西川副小学校1年松組・1年竹組	100
6	11月5日	ロザリオ幼稚園	60
7	11月5日	川上こども園	55
8	11月6日	高木保育園	60
9	11月8日	川上こども園	50
10	11月8日	保育園ひなた村自然塾	52
11	11月8日	あかつき保育園	50
12	11月12日	尚賢保育園	60
13	11月18日	中折幼稚園	50
14	11月19日	諸富南幼稚園	50
15	11月21日	諸富北幼稚園	50
16	11月26日	松梅保育所	50
17	11月26日	春日保育園	50
18	11月27日	東与賀小学校1年生	50
19	11月28日	にじのはね・こども園	60
20	12月2日	小部保育園	50
21	12月12日	三光幼稚園	50
22	1月21日	富士小学校1年生～3年生	50
23	2月6日	久保泉小学校1年生	50
24	2月7日	佐賀市立小中一貫校北山校1年生～3年生	50
講師	食品衛生指導員		
受講料	無料		
参加者	佐賀中部支部管内の幼稚園、保育園、小学校の園児、児童及び保護者等		

【鳥栖支部】

No.	日 時	場 所	参加者 (名)
1	12月12日	風の子保育園	86
2	1月10日	みどりが丘保育園	92
3	1月15日	ころころ保育園	60
講師	食品衛生指導員		
受講料	無料		
参加者	鳥栖支部管内の幼稚園、保育園の園児及び保護者等		

【唐津支部】

No.	日 時	場 所	参加者 (名)
1	10月8日	鬼塚小学校2年生	100
2	10月10日	浜崎小学校2年1組2組	100
3	10月11日	簗木小学校1年生	50
4	10月23日	浜崎小学校2年3組4組	100
5	10月24日	巖木小学校1年生	50
6	10月25日	打上小学校1・2年生合同	50
7	11月19日	納所小学校1・2年生合同	50
8	11月21日	呼子小学校2年生	50
9	11月28日	佐志小学校1年1組2組	100
講師	食品衛生指導員		
受講料	無料		
参加者	唐津支部管内の小学校の児童及び保護者等		

【伊万里支部】

No.	日 時	場 所	参加者 (名)
1	11月28日	南波多保育園	78
2	12月5日	大坪保育園	99
3	1月15日	おおやま保育園	50
4	1月23日	脇野保育園	57
講師	食品衛生指導員		
受講料	無料		
参加者	伊万里支部管内の医療施設、保育園等の施設利用者、園児及び保護者等		

【杵藤支部】

No.	日 時	場 所	参加者 (名)
1	11月6日	鹿島市 鹿島カトリック幼稚園	50
2	11月19日	鹿島市 社会福祉法人報土会保育所 めぐみ園	60
3	12月2日	鹿島市 海童保育園	100



講師	食品衛生指導員
受講料	無料
参加者	杵藤支部管内の介護施設、食品営業施設、保育園等の入所者等、園児及び保護者等。

区 分	内 容	
1 事業の対象者	佐賀県内の幼稚園、保育園、小学校の園児、児童及びその保護者	
2 事業の財源	受取民間補助金、受取地方公共団体補助金、受取入会金、受取会費のほか収益事業からの繰入金を財源とした。	
3 公益社団法人日本食品衛生協会	補助金の交付元	公益社団法人日本食品衛生協会
	補助金の名称	「ノロウイルス食中毒予防強化期間」事業助成金
	補助金の目的	「ノロウイルス食中毒予防強化期間」事業に対する補助
4 佐賀県(生活衛生課)	補助金の交付元	佐賀県(生活衛生課)
	補助金の名称	佐賀県食品衛生協会補助金
	補助金の目的	食品衛生等思想啓発事業に対する補助

## (公2) 食品衛生の自主管理推進事業

### 【事業の趣旨】

食品等事業者自らが衛生管理を徹底したことにより食中毒等の食品事故を防止し、消費者に対して安全な食品の提供ができ、食品衛生の向上に寄与した。

### 【事業の構成】

本事業は、次の四つの事業により構成される。

公2-ア 食品衛生自主管理事業

公2-イ 食品衛生指導員の育成及び教育研修会

公2-ウ 食品衛生責任者講習会、調理師試験準備講習会及びフグ取扱者養成講習会

公2-エ 食品衛生功労者優良施設表彰

### 【事業をまとめた理由】

公2-アから公2-エの事業は、自主的な衛生管理を推進したことにより、食品衛生の向上及び増進につながり、公衆衛生の向上を図るという点で共通の目的を達成した手段と位置づけられることから一つにまとめた。

### 【個別の事業の内容】

#### ○公2-ア 食品衛生自主管理推進事業

(趣旨)	安全な食品を消費者に提供したことは食品等事業者の責務であり、そのため施設の衛生管理は自らの責任で徹底を図る必要がある。それらの周知徹底を図るための支援・指導を行う。
(内容)	当協会が委嘱している食品衛生指導員が食品営業施設を定期的に巡回し、施設内外の清潔保持、食品取扱設備の衛生管理、鼠・昆虫等の駆除状況等を指導・助

	<p>言したとともに、営業者自らが行う施設の衛生管理等を支援した。</p> <p>行政から事業者への周知依頼があった食品衛生法等の改正や食中毒等の緊急情報などについて、各支部・食品衛生指導員を通じ事業者へ伝達したとともに、ホームページにも掲載し、早期の予防対策を図る。</p> <p>なお、巡回指導や情報伝達は、全事業者を対象に行う。</p>
--	---

※指導員数は H31.4.1 現在 345 人

【佐賀中部支部】

各支部の指導員(佐賀中部支部 140 人)が年間一人当たり 5 回(日)を目標に巡回指導を行った。

区 分	R1 (件)	H30 実績 (件)
新規施設延	122	151
更新施設延	413	515
その他夏季・冬季巡回指導等延	4,835	4,641
計延	5,370	5,307

【鳥栖支部】

各支部の指導員(鳥栖支部 33 人)が年間一人当たり 5 回(日)を目標に巡回指導を行った。

区 分	R1 (件)	H30 実績 (件)
新規施設延	1	7
更新施設延	190	191
その他夏季・冬季巡回指導等延	157	259
計延	348	457

【唐津支部】

各支部の指導員(唐津支部 64 人)が年間一人当たり 5 回(日)を目標に巡回指導を行った。

区 分	R1 (件)	H30 実績 (件)
新規施設延	120	117
更新施設延	312	263
その他夏季・冬季巡回指導等延	1,554	1,617
計延	1,986	1,997

【伊万里支部】

各支部の指導員(伊万里支部 34 人)が年間一人当たり 5 回(日)を目標に巡回指導を行った。

区 分	R1 (件)	H30 実績 (件)
新規施設延	43	23
更新施設延	230	229
その他夏季・冬季巡回指導等延	1,073	771
計延	1,346	1,023

【杵藤支部】

各支部の指導員（杵藤支部 74 人）が年間一人当たり 5 回（日）を目標に巡回指導を行った。

区 分	R1 (件)	H30 実績 (件)
新規施設延	200	190
更新施設延	285	272
その他夏季・冬季巡回指導等延	1,774	1,883
計延	2,259	2,345

【県計】

区 分	R1 (件)	H30 実績 (件)
新規施設延	486	560
更新施設延	1,430	2,045
その他夏季・冬季巡回指導等延	9,393	9,436
計延	11,309	12,041

(巡回指導項目)

施設内外の清潔保持、食品取扱設備の衛生管理、鼠・昆虫等の駆除、食品取扱者の清潔保持と健康管理、使用水の衛生管理、原材料の品質管理 など

【行政からの情報伝達依頼件数 R02/3/31 現在】

項目	R1 (件)	H30 実績 (件)
1 食中毒関係	9	12
2 食中毒関係以外	35	42
合 計	44	54

- ・公益社団法人日本食品衛生協会主催による【令和元年度 農林水産省補助事業「食品製造事業者向け HACCP の考え方を取り入れた衛生管理研修会」（佐賀会場）】を開催

日 時	場 所	参加者 (名)
11 月 5 日	佐賀市アバンセ	62
講師	公益社団法人日本食品衛生協会職員	
受講料	無料	
参加者	「低温殺菌される容器詰加熱殺菌食品」、「菓子」、「漬物」の 3 業種及びそれらに類似した製造事業者であって、「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」の導入を進める中小・零細規模の事業者で、おもに品質管理担当者等。	
経費の交付元	公益社団法人日本食品衛生協会	
経費の名称	開催経費精算書	
経費の目的	事業の実施に必要な研修会運営費等を交付	

## ○HACCP の考え方に基づく衛生管理の実施

(行政機関との連携)

- ・食品衛生指導員には改善命令等の権限がないので、巡回指導時における問題事例等については、行政機関の食品衛生監視員と連携し改善指導を行う。
- ・行政機関が行なう監視業務（営業許可更新時の施設点検）に随行し知識を学ぶ。
- ・講習会、研修会等の講師依頼

区 分	内 容	
1 事業の対象者	佐賀県内の食品等事業者（会員以外の者も含む）	
2 事業の財源	受取民間補助金、受取地方公共団体補助金、受取入会金、受取会費のほか収益事業からの繰入金を財源とした。	
3 公益社団法人日本食品衛生協会	補助金の交付元	公益社団法人日本食品衛生協会
	補助金の名称	食品衛生指導員活動特別補助金
	補助金の目的	食品衛生指導員の活動等に対する補助
4 佐賀県（生活衛生課）	補助金の交付元	佐賀県（生活衛生課）
	補助金の名称	佐賀県食品衛生協会補助金
	補助金の目的	食品衛生自主管理推進事業に対する補助

## ○公 2ーイ 食品衛生指導員の育成及び教育研修会

(趣旨)	食品衛生協会の事業活動の中核を担う、食品衛生指導員の育成及び指導資質の向上を図る。
(内容)	<p>食品衛生指導員は、定期的に事業施設を巡回し、施設内外の清潔保持、設備の衛生管理状況等について指導助言や、食品衛生月間を中心に行なう啓発食品衛生思想の普及啓発事業を推進しており、食品衛生指導員の知識・資質の向上を図ることにより食品事業者の衛生管理の向上を推進し、さらには消費者の食の安心・安全に寄与した。</p> <p>派遣事業のうち全国大会は、各県会長会議、功労者・優良施設・優秀指導員の表彰式典等により構成されていることから、会長他役職員並びに被表彰者を派遣した。費用については、会長他役職員は、旅費規程に基づく旅費を負担した。また、被表彰者に対しては、一人あたり 3 万円を負担した。</p> <p>派遣事業のうち九州大会は、毎年指導員全体（350 名）の約 3 分の 1（約 120 名）を派遣した。費用については、交通費（公共交通機関や貸切バス代等）や宿泊代等の経費として 1 人 10,000 円（沖縄県は 15,000 円）を限度に負担した。</p> <p>また、食品衛生協会の中核として活動している食品衛生指導員の 2 年ごとの委嘱替えに伴い新規指導員を養成したとともに、指導員の活動の推進と資質向上を図るため、特別研修会を毎年開催した。</p>

- ・全国大会：令和元年 10 月 23 日、24 日（ニッショーホール、明治座）  
会長等役員のほか、厚生労働大臣表彰者等 4 名（佐賀中部 3 名、杵藤 1 名）派遣
- ・九州大会：令和元年 5 月 16 日（北九州市 北九州国際会議場）

会長等役員、食品衛生指導員 107 名（佐賀中部 47 名、鳥栖 10 名、唐津 17 名、伊万里 8 名、杵藤 25 名）派遣

- ・食品衛生指導員全国研修会：令和元年 9 月 24 日～25 日大阪市（参加者なし）

- ・食品衛生指導員特別研修会

期日	令和 2 年 2 月 4 日（メートプラザ佐賀）
テーマ	最近の食品衛生の動向、HACCP の制度化、支部活動状況発表など
講師	行政の食品衛生担当職員、食品衛生指導員等
受講人数	191 名参加（佐賀中部 77 名、鳥栖 17 名、唐津 34 名、伊万里 17 名、杵藤 46 名）
受講料	無料

- ・食品衛生指導員養成講習会

期日	令和元年 8 月 27 日（アバンセ）
講習科目	日食協監修「食品衛生指導員ハンドブック」を使用
講師	行政の食品衛生担当職員等
受講人数	25 名（佐賀中部 7 名、鳥栖 1 名、唐津 2 名、伊万里 8 名、杵藤 7 名）
対象者	食品衛生指導員、指導員候補者

- ・食品衛生指導員の委嘱

期間：令和元年 10 月 1 日～令和 3 年 9 月 30 日

委嘱者数：352 名（佐賀中部 139 名、鳥栖 32 名、唐津 64 名、伊万里 38 名、杵藤 79 名）

## ○公 2-ウ 食品衛生責任者講習会、調理師試験準備講習会及びフグ取扱者養成講習会

(趣旨)	消費者に安全・安心な食品を提供したため、食品衛生責任者及び調理師等の資質の向上を図る。
(内容)	<p>消費者が安心できる安全な食品を提供したことは、食品等事業者に課せられた社会的責務であり、営業者は施設又はその部門ごとに、食品衛生に関する責任者（食品衛生責任者）を定める必要があり、当協会では、食品衛生責任者未資格者を対象とした「食品衛生責任者養成講習会」、並びに佐賀県条例に規定した食品衛生責任者が「常に食品衛生に関する新しい知見を習得」したための「食品衛生責任者実務講習会」を県から講習会実施機関として指定を受け実施した。</p> <p>また、食品衛生に関する専門家である調理師を育成したことが、広く消費者に対し安全・安心な食品を提供したことにつながることから、調理師試験を受験したものを対象に準備講習会を実施した。</p> <p>さらに、フグ取扱者として必要な知識及び技能を習得させ、フグの毒に起因した食中毒の発生を防止したことを目的として、フグ取扱者養成講習会を実施した。</p>

- ・食品衛生責任者養成講習会

新規営業者を対象に、国の通知に基づき公衆衛生学（伝染病、労働衛生等）、衛生法規（食品衛生法、施設基準等）、食品衛生学（食品事故、施設の衛生管理等）に関する科目を指

定されたテキストにより実施した。

講師：行政機関の担当職員等

受講料：10,000円/税抜（8%：10,800円、10/1～10%：11,000円）

（適用税率の基準は、講習会日。以下同じ。）

区分	実施時期	回数	受講者数（名）
佐賀中部	7月、11月、3月	3	234
鳥栖	8月、1月	2	67
唐津	5月、12月	2	102
伊万里	6月、10月	2	56
杵藤	7月、2月	2	102
合 計		11	561

#### ・食品衛生責任者実務講習会

食品衛生責任者を対象に、行政機関の監修のもと毎年作成したテキストに基づき実施した。

講師：行政機関の担当職員等

受講料：3,500円/税抜（8%：3,780円、10/1～10%：3,850円）

区分	実施時期	回数	受講者数（名）
佐賀中部	6月5回・7月7回・8月2回・9月1回・未受講者10月・1月	17	3,961
鳥栖	10月5回・未受講者11月	6	1,029
唐津	9月10回・未受講者11月	11	1,966
伊万里	9月5回・未受講者12月	6	979
杵藤	9月7回・未受講者12月	8	1,979
合 計		48	9,914

#### ・調理師試験準備講習会

調理理論、公衆衛生学、食品衛生学、衛生法規等について大学等の専門家を講師に実施した。

講師：大学等専門課程の教授、講師等

受講料：10,000円/税抜

##### ※調理師試験準備講習会の公益性

食中毒等事故は大規模事業施設で発生した確率が高く、被害者も多数に及ぶこととなる。調理師は食品衛生知識を有しており、より多くの調理師を育成したことは、公衆衛生の向上に寄与したと考える。

民間の専門学校等において行われている試験対策講座は入校したことが必要であり、働きながら学ぶことが困難である。また、通信教育においても受講料も高額であり、テキスト等の書籍中心の自己学習となる。本講習会は専門学校等に入校したことが困難である食品等事業従事者等を受講対象とし、通信講座による自己学習では習得できにくい食品衛生意

識の向上を専門家による講義により安価で学習した場として実施しているものであり、公益性のある事業と考える。

	期 日	場 所	受講者数 (人)
佐賀会場	令和元年9月4日～9月6日	アバンセ	27
唐津会場	令和元年9月10日～9月12日	相知交流文化センター	29
合 計			56

### ・フグ取扱者養成講習会

フグ取扱者として必要な知識及び技能を習得したため、「佐賀県フグによる事故防止対策実施要綱」に基づく「フグ取扱者養成講習会」を実施することとしていたが、受講希望者数が少数であったため、実施しなかった。

※新たにフグを取扱う者は、「佐賀県フグによる事故防止対策実施要綱」に基づき知事が指定した「フグ取扱者養成講習会」を受講しなければならない。（同要綱第7条）

講師：行政機関の担当職員及びフグ取扱いの専門家

受講料：10,000円/税抜

#### ※フグ取扱者養成講習会の公益性

当講習会は従前から、前記の「食品衛生責任者講習会」と同様に、知事の指定を受けて当協会が実施（座学は県担当課の職員が担当）しているものであり、フグ取扱者として必要な知識及び技能を習得したことにより、フグの毒に起因した食中毒の発生を防止した目的で実施するものであることから公益性があるものとする。

区 分	内 容	
1 事業の対象者	養成講習会	県内の食品等事業者及び従事者
	実務講習会	食品衛生責任者
	調理師試験準備講習会	調理師試験を受験した者
2 事業の財源	受講料を財源とした。	

### ○公2-エ 食品衛生功労者、優良施設表彰

(趣旨)	食品衛生の普及向上等に功労があった者及び常に施設の衛生管理に努め行政機関から優良と認められた施設については、他の模範として表彰を行ない食品衛生に対する意識の高揚を図り、もって食品衛生の推進に資した。
(内容)	食品衛生功労者、優良施設及び優秀食品衛生指導員について、表彰基準に基づき表彰した。

**【食品衛生功労者表彰基準】**

4月1日現在、(1)の対象のいずれかに該当したもので、(2)の食品衛生向上に関し  
たいずれかの功績が特に顕著であり、かつ他の模範としたに足るものであること。ただし、  
過去において日本食品衛生協会長から食品衛生功労者として表彰されているもの、並びに被  
表彰者としてふさわしくない行為にあったものはこれを除く。

(1) 対象	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 食品関係団体役員として在職10年以上であって年齢が満45歳以上であること。</li><li>2. 食品衛生指導員として従事し、在職期間が10年以上のもの。</li><li>3. 食品関係の営業者で営業に従事した期間が10年以上であり年齢が45歳以上であること。</li><li>4. 食品関係営業の従業員にして引き続きその施設に10年以上勤務したもので年齢が満45歳以上であること。</li><li>5. 食品衛生協会組織の職員で在職期間が15年以上のもので年齢が満45歳以上であること。</li></ol>
(2) 功績 内容	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 食品衛生行政に積極的に協力し、業界の指導及び食品衛生協会組織の強化並びに事業の推進に尽力、食品衛生の向上に貢献した功績。</li><li>2. 食品衛生行政並びに食品衛生協会の事業活動に積極的に協力、食品衛生の向上に貢献した功績。</li></ol>

**【食品衛生優良施設表彰基準】**

食品衛生法の対象である営業の施設であって4月1日現在において次の各号に該当し、そ  
の施設が衛生上優秀で他の模範としたに足るものであること。ただし、過去において佐賀県  
食品衛生協会長から食品衛生優良施設として3回表彰を受けた施設及び営業者が表彰にふさ  
わしくない行為のあったものについてはこれを除く。

<ol style="list-style-type: none"><li>1. 表彰の対象となる施設において、営業が開始されてから満5年以上経過しているものであること。ただし、中途において食品衛生に関する施設の改善が行なわれたものであるときは、改善完了後の施設において満2年以上営業が行なわれたものであること。</li><li>2. 施設が衛生的であって従業員の衛生知識が徹底しており、食品の取り扱いが衛生的に行なわれ、かつ施設の衛生管理並びに従業員の健康管理が優秀であること。</li><li>3. 過去2年間における監視成績が平均90点以上であること。</li></ol>
---

**【優秀食品衛生指導員表彰基準】**

食品衛生指導員として指導活動が顕著で、他の模範としたに足るもので、4月1日現在、  
委嘱年から5年以上経過しているもの。

(選考 方法)	食品衛生功労者については、各支部の支部長、各地区代表者(分会長等)及び食品衛生業務に従事した佐賀県職員で構成した表彰委員会において、表彰基準に基づき表彰候補者を選考し、本部へ推薦のうえ決定した。また、食品衛生優良施設については、保健福祉事務所の監視成績に基づき、功労者と同様の手続きで選
------------	---



定し決定した。

県知事・部長、県協会長表彰は R01. 6. 4 開催の定時総会において表彰した。また、厚生労働大臣、日食協会長・理事長表彰は R01. 10. 23～24 開催の食品衛生全国大会において表彰された。

区分		厚労大臣	日食協会長	日食協理事長	県知事	県部長	県協会長
佐賀 中部 支部	食品衛生功労者	—	1		1	2	2
	〃 優良施設	1	1		1	2	8
	〃 優秀指導員						6
鳥栖 支部	食品衛生功労者	—	—		1	1	1
	〃 優良施設	—	—		—	1	2
	〃 優秀指導員			—			2
唐津 支部	食品衛生功労者	—	—		1	1	4
	〃 優良施設	—	—		—	1	2
	〃 優秀指導員			—			3
伊万 里支 部	食品衛生功労者	—	1		—	1	2
	〃 優良施設	—	—		—	1	2
	〃 優秀指導員			—			—
杵藤 支部	食品衛生功労者	—	1		—	1	4
	〃 優良施設	1	1		1	—	3
	〃 優秀指導員			1			—
合計	食品衛生功労者	—	3		4	6	13
	〃 優良施設	2	2		2	5	17
	〃 優秀指導員			1			11
	合 計	2	5	1	6	11	41

## 2 収益事業

### (収1) 会員のために実施した共済事業

食中毒をはじめとしたリスクに備えるため、日本食品衛生協会が運営した会員を対象とした食品営業賠償共済、あんしんフード君（総合食品賠償共済）、火災共済等への加入促進について、新規許可申請や許可更新時に共済加入を勧めるとともに、各種講習会においても共済加入の案内を行った。

#### 令和元年度共済加入状況

区 分	佐賀中部	鳥栖	唐津	伊万里	杵藤	計
賠償共済全体	1,265	230	655	320	614	3,084
内あんしんフード君	554	115	155	162	182	1,168

※「共済加入状況【賠償共済・火災共済】令和2年3月31日現在」より

#### 【参考】

#### 平成30年度加入状況

区 分	佐賀中部	鳥栖	唐津	伊万里	杵藤	計
賠償共済全体	1,275	237	678	329	612	3,131
内あんしんフード君	522	109	139	147	168	1,085

※「共済加入状況【賠償共済・火災共済】令和元年3月現在」より

#### 令和元年度火災共済加入状況

区 分	佐賀中部	鳥栖	唐津	伊万里	杵藤	計
火災共済（件数）	3	2	7	12	1	25

※「火災共済契約受付通知書 令和2年3月31日現在」より

#### 【参考】

#### 平成30年度火災共済加入状況

区 分	佐賀中部	鳥栖	唐津	伊万里	杵藤	計
火災共済（件数）	3	2	5	13	1	24

※「火災共済契約受付通知書 平成31年3月31日現在」より

### (収2) 衛生用品の販売

事業者からのニーズが多い手洗い消毒液、洗浄消毒液、調理用手袋、隔測温度計等の衛生用品について、事務所窓口で商品のパンフレットやチラシ、また一部については現物をおいて購入要望に対応した。

※令和2年3月末

区 分		販売実績（物販売 上収入）A	物販売上原価 B	販売手数料収 入（A-B）C
佐賀中部	R1	367,690	283,491	84,199
	H30	332,154	264,462	67,692
	販売商品 名	隔測温度計、シャボ X3、アルペット HN、 S ボトルアルコール危険物用、ATP 試薬		
鳥栖	R1	3,440	2,652	788
	H30	16,632	12,852	3,780
	販売商品 名	隔測温度計、管理計画記録簿		
唐津	R1	153,979	116,340	37,639
	H30	102,006	77,747	24,259
	販売商品 名	隔測温度計、シャボネット・ユム、ジアノ ック 3kg、アルペット HN（5L、17L）		
伊万里	R1	177,648	149,117	28,531
	H30	163,422	127,796	35,626
	販売商品 名	隔測温度計、アルペット HN、シャボネット P-5 等		
杵藤	R1	187,268	145,482	41,786
	H30	183,728	143,312	40,416
	販売商品 名	隔測温度計、アルペット HN（5L・500ml）、 シャボ・ユム、ジアノック		
県計	R1	890,025	697,082	192,943
	H30	797,942	626,169	171,773

### （収 3）事務受託等事業

- ・市町が獣医師会に委託して毎年 4～5 月を中心に実施している狂犬病予防注射の注射料金の収納業務を獣医師会から受託した。
- ・水質検査を希望した会員に対し、容器の貸し出しを行った。

（単位：円）

支部名	項 目	令和元年度	平成 30 年度
佐賀中部支 部	狂犬病注射手数料	523,800	585,960
	水質検査容器貸出	0	0
	計	523,800	585,960

鳥栖支部	狂犬病注射手数料	190,560	215,040
	水質検査容器貸出	0	0
	計	190,560	215,040
唐津支部	狂犬病注射手数料	237,720	252,240
	水質検査容器貸出	29,250	35,100
	計	266,970	287,340
伊万里支部	狂犬病注射手数料	250,680	265,440
	水質検査容器貸出	8,550	8,100
	計	259,230	273,540
杵藤支部	狂犬病注射手数料	378,720	406,920
	水質検査容器貸出	9,900	9,000
	計	388,620	415,920
県 計	狂犬病注射手数料	1,581,480	1,725,600
	水質検査容器貸出	47,700	52,200
	計	1,629,180	1,777,800